

第3章 第3次計画の主な取り組みと第4次計画に向けて

本市では、「第3次枚方市ひとり親家庭等自立促進計画」（平成28年度～令和2年度）において、以下のとおり「基本理念」と「基本的な視点」を定め、それに基づき5つの「施策目標」の達成に取り組むことで、ひとり親家庭等への支援策を計画的に推進してきました。

図表 第3次計画における「基本理念」と「基本的な視点」及び「施策目標」

基本理念

「ひとり親家庭等の誰もが未来に希望がもてるまち」

基本的な視点

- ①相談機能の強化による早期からの継続した支援
- ②ひとり親家庭等の生活の安定と向上
- ③子どもの健やかな育ち
- ④ひとり親家庭等に対するあらゆる差別・偏見の解消

施策目標

1. 子ども・子育て支援、生活支援の推進
2. 就業支援の推進
3. 養育費の確保及び面会交流の支援
4. 経済的支援の充実
5. ひとり親家庭等を支える環境の充実

「第4次枚方市ひとり親家庭等自立促進計画」を策定するにあたり、第3次計画における施策目標ごとの取り組み状況及び評価（取り組みの成果と課題）について、以下のとおりまとめました。

1. 子ども・子育て支援、生活支援の推進

(1) 子育て環境の充実

ひとり親家庭の就業と子育ての両立を図るため、必要な時期に保育所（園）等を利用できるよう、ひとり親家庭の優先利用の取り組みや、待機児童の計画的な解消に努めるとともに、多様化する就業形態や家庭での養育が一時的に困難となる場合等の保育ニーズに対応できるよう、延長保育、夜間・休日保育、病児保育、一時預かり等、さまざまな保育サービスを実施してきました。

あわせて、ひとり親家庭に対する保育所保育料等の負担軽減にも努めてきましたが、令和元

年10月からは、国の幼児教育・保育の無償化を実施、また、令和2年4月からは市独自で第2子以降の保育料の無償化を行い、ひとり親家庭においてもさらなる負担軽減が図られました。また、就学後においては、平成30年度から留守家庭児童会室の入室対象年齢を6年生まで拡大し、待機することなく入室できるよう、施設及び環境の整備に取り組みました。

第4次計画においても、引き続き、ひとり親家庭が必要な時期に保育所（園）等や留守家庭児童会室を利用できるよう、令和2年3月に策定した「第2期枚方市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、待機児童対策やきめ細やかな保育・子育て支援サービスの提供を計画的に推進しながら、ひとり親家庭が、安心して子育てと就業との両立ができる環境づくりを進めることが必要です。

図表 保育所（園）等の入所の状況

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
入所児童数	7,721人	7,929人	8,043人	8,122人
うちひとり親家庭	879人	933人	899人	837人

（各年度 3月1日現在）

➤就学前児童数は減少傾向が続いているなかにおいても、女性就業率の増加等に伴う近年の保育需要の高まりから、入所児童数は継続的に増加しています。

図表 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
利用件数	377件	428件	337件	403件
（延べ利用日数）	（598日）	（622日）	（452日）	（569日）
うちひとり親家庭	297件	336件	185件	132件
	（511日）	（529日）	（277日）	（295日）

（2）子育て相談の充実

子どもや家庭の多様化・複雑化する課題に対し、母子健康相談や育児・養育相談、教育相談など、さまざまな相談支援に取り組みました。特に、家庭児童相談やひとり親家庭等自立相談、ひきこもり相談などに総合的に対応する子ども総合相談センター「となどな」を平成28年に開設するとともに、平成29年には当センターを「子ども家庭総合支援拠点」と位置付け、人員体制の拡充等を図りながら相談しやすい体制づくりに努めました。さらに、令和2年度からは当センターを「子どもの育ち見守りセンター」に改編し、子どもに寄り添うソーシャルワークの拠点として、いっそうの機能強化を図りました。

また、すこやか健康相談室「北部リーフ」（現 健康福祉相談センター「北部リーフ」）を平成29年度に開設、身近な地域における子ども・子育て支援相談窓口の充実を推進しました。

第4次計画においては、ひとり親家庭等が抱える複合的な課題に対し、各相談支援機関同士の連携を深めながら、積極的に支援の情報を提供するとともに、早期から切れ目のない支援を届けるための相談機能の強化を図ることが必要です。

(3)生活支援の推進

ひとり親家庭等が日常生活を送るうえにおいて困難や支障が生じる際に、個々の状況に応じた柔軟かつ円滑な支援が届けられるよう、家庭生活支援員の派遣や、ファミリー・サポート・センターの利用料金の助成を行いました。また、保護者の疾病などのため、子どもの養育が一時的に困難な場合には子育て短期支援事業を実施し、ひとり親家庭における子育て生活の安定を図りました。

しかしながら、アンケート調査結果等において各種制度の認知度が低い状況を踏まえると、ひとり親家庭等のニーズに即した支援サービスを届けるためのさらなる周知や、各種相談支援窓口等を通じての積極的な制度の利用促進を図ることが必要です。

図表 ひとり親家庭等日常生活支援事業

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
登録世帯数（うち父子家庭）	4（1）世帯	5（1）世帯	13（4）世帯	18（4）世帯
派遣日数（うち父子家庭）	51（33）日	7（-）日	155（128）日	218（173）日

図表 ひとり親家庭ファミリー・サポート・センター利用支援事業

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
登録世帯数	15世帯	12世帯	15世帯	12世帯
利用件数	10件	8件	9件	7件

➤各事業については、必要な時にスムーズに事業を活用できるよう、相談時に登録を促しています。その結果、ひとり親家庭等日常生活支援事業は、登録世帯数が増加傾向にあります。さらに、父子家庭の登録件数及び派遣日数も増加していることから、父子家庭においても就業と家事等の日常生活の両立が困難である状況がうかがえます。

(4)子どもの育ちへの支援の充実

どのような状況であってもすべての子どもたちが心身ともに健やかに成長できるよう、相談支援、学習支援、居場所支援といった多方面における支援の充実を図りました。

家庭児童相談や教育相談、ひきこもり等子ども・若者相談といった各種相談支援の実施や、生活困窮者自立支援制度による学習支援に取り組んだほか、平成28年度に子どもの居場所づくり推進事業を開始し、「子ども食堂」への支援を通じた子どもたちの居場所づくりを進めました。

子どもの貧困が社会問題となるなか、第4次計画においても引き続き、子どもの視点に立った多方面における支援の充実を進めるとともに、地域や関係機関との連携、市の関係部署間における情報共有を図りながら、社会全体で子どもたちの健やかな成長と夢を育むための体制づくりが必要です。

図表 子どもの居場所づくり推進事業（子ども食堂）

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
実施団体数	11 団体	19 団体	19 団体	20 団体
子どもの平均参加人数	19 人	22 人	26 人	29 人

➤子ども食堂については、参加する子どもの数が増加傾向にあり、実施団体の広がりとともに、地域に定着しつつあることがうかがえます。

2. 就業支援の推進

(1)能力開発のための支援の充実

自立支援教育訓練給付金及び高等職業訓練促進給付金を支給し、ひとり親の就業に向けた資格取得を支援するとともに、母子家庭等就業・自立支援センターや地域就労支援センター等、関係機関による講習会や相談、助言を通して、個々のニーズに応じた取り組みを進めてきました。平成28年度には、新たに、「ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業」を開始し、ひとり親家庭の親と子の学び直しを支援し、安定した雇用につなげる取り組みを進めました。

引き続き、国の制度改正に適切に対応しながら、能力開発のための支援の充実を図るとともに、第4次計画では、各種支援制度に係る情報提供のいっそうの強化や、日常生活と就業・修学との両立を後押しするためのライフプランニング支援が求められます。

図表 ひとり親家庭自立支援給付金事業（自立支援教育訓練給付金）

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
給付件数	5 件	6 件	9 件	12 件
給付金額	367,508 円	229,976 円	342,437 円	536,600 円

図表 ひとり親家庭自立支援給付金事業（高等職業訓練促進給付金）

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
給付件数	14 件	21 件	27 件	36 件
給付金額	13,608,500 円	19,479,000 円	28,007,000 円	44,957,500 円

➤ひとり親家庭自立支援給付金事業においては、支給年数の延長や給付対象者の拡大、給付額の増額等、国の制度改正が図られてきたことにより、申請者は増加傾向にあります。

(2) 職業紹介機関等との連携の強化

母子家庭等就業・自立支援センターにおいては、相談者の希望する雇用条件や生活の状況を踏まえた求人情報の提供や就業相談に取り組みました。また、就労支援を効果的に推進するため、市役所内に設置したハローワークの常設窓口である「就労支援ひらかた」や生活困窮者自立支援センター等の各関係機関との連携に取り組みました。

また、児童扶養手当の現況届手続きの時期に合わせて、現況届手続きと同一フロア内で就業相談会を開催し、事業の周知に努めました。

今後も引き続き、関係機関との連携を密にしながら、効果的・効率的な就業に関する情報提供を行うとともに、個々の家庭における生活状況やニーズに沿ったきめ細やかな就業支援を進める必要があります。

図表 母子家庭等就業・自立支援センター事業

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
就職・技能習得等相談件数	22 件	12 件	11 件	7 件
求人情報提供件数	68 件	78 件	79 件	46 件

(3) 就業機会創出のための支援の推進

市が募集する職員求人情報を、母子家庭等就業・自立支援センターに情報提供を行い、ひとり親家庭等の雇用促進に取り組みました。また、市が発注する業務委託の一部において、雇用・労働条件の確保や子育て支援などの評価を加味した総合評価落札方式の入札を適用し、雇用促進機会の確保を図りました。

第4次計画においても、引き続き、関係機関と連携した就業機会の創出に努めるとともに、ひとり親家庭等が安心して働ける環境の整備と就業促進に向けた啓発の強化が重要です。

(4) 就労環境の整備及び雇用確保に向けた啓発活動の推進

男女共生フロア・ウィルにおいて、男女間の均等な雇用待遇の促進のための啓発に取り組んだほか、出産や子育てのために一旦仕事を離れた女性が再び働く際の選択肢の一つとして、起業を考えることができるよう、起業セミナーやワークショップを開催しました。

第4次計画においても、雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保、パートタイム労働者や派遣労働者の権利保障の推進のための啓発を行っていくことが求められます。

3. 養育費の確保及び面会交流の支援

(1) 養育費確保に向けた相談・経済的支援の実施

養育費の確保に向けては、養育費の取り決めや支払いの履行・強制執行等の法律に関する問題について、弁護士や認定司法書士による法律相談を実施しました。また、母子家庭等就業・自立支援センターにおいても、養育費に関する相談・調整、情報提供や講習会を実施するとともに、母子・父子自立支援員による離婚前相談において、離婚までの手続きや養育費取得についての情報提供等を行いました。

養育費の受け取りは子どもの重要な権利ですが、アンケート調査結果では養育費の取り決めや受け取り率の低さがみられ、養育費の適切な履行確保のための支援の強化が課題であることから、第4次計画においては、養育費の取り決めから履行確保まで、総合的に支援ができる体制の整備が必要です。

図表 養育費等に関する相談

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
母子・父子自立支援員による 離婚前相談	123 件	122 件	185 件	228 件
母子家庭等就業・自立支援セ ンターによる養育費相談	5 件	12 件	30 件	34 件

➤自治体における養育費取得にかかる施策が推進されたこと等、養育費への関心が高まりつつあることが、相談件数からうかがえます。

(2) 養育費確保に係る広報・啓発活動の推進及び情報提供の充実

養育費取得の手続きや相談窓口などについてのリーフレットを関係課窓口に配架するなど、啓発や情報提供を行いました。

第4次計画においては、関係機関とのさらなる連携により、養育費は子どもの健やかな成長にとって重要であり、その支払いは親としての義務であることについて、当事者や社会が自覚するための周知・啓発や、養育費に関する取り決めの必要性についての情報提供のさらなる充実に取り組む必要があります。

(3) 面会交流に向けた支援の実施

ひとり親家庭等の個別状況に応じた、望ましい面会交流が行われるよう、離婚前相談等において助言、アドバイスを行ったほか、必要に応じて法律相談につなげるなどの支援を行いました。

アンケート調査結果では、養育費と同様に面会交流についても取り決め率の低さがみられ、今後は、面会交流の取り決めの必要性など、子どもの視点に立った周知・啓発の充実に努めるほか、面会交流のスムーズな実施につながるよう、相談員の研修を実施するなど、適切な助言や情報提供等を行う体制の強化に努める必要があります。

4. 経済的支援の充実

(1) 経済的援助の実施

児童扶養手当の支給については、ひとり親家庭の児童の健全な育成や福祉の増進を図るため、平成30年度の所得制限限度額の引き上げや、令和元年度における段階的な支払い回数の見直しなどの国の制度改正に対応しながら、適正な支給に努めました。また、保護者の婚姻歴がない、いわゆる「未婚のひとり親」の方については、子どもの保育所保育料等の算定にかかる「寡婦(寡夫)控除」のみなし適用を行い、負担の軽減を図りました。母子父子寡婦福祉資金については、必要な家庭に情報を届けられるよう周知を図りました。

新型コロナウイルス感染症の影響による、ひとり親家庭等の収入の減少に対する支援を行うための特別給付金や休業手当金を市独自に創設、早期の対応に努めました。

第4次計画においても引き続き、児童扶養手当については、必要とする家庭に確実に届けられるよう、適切な支給に努めるとともに、母子父子寡婦福祉資金や令和2年度から開始された国の高等教育の修学支援新制度等の各種の経済的援助制度については、より利用しやすくするための情報提供の充実が必要です。

※「未婚のひとり親」の方についての「寡婦(寡夫)控除」のみなし適用については、令和2年度税制改正により新たに「ひとり親控除」の対象となったことに伴い終了となります。

図表 児童扶養手当受給者数

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
全資格者数	4,096人	3,984人	3,923人	3,873人
全部支給者数	1,984人	1,862人	2,161人	2,038人
一部支給者数	1,696人	1,678人	1,271人	1,289人
支給停止者数	416人	444人	491人	546人

(各年度 12月末日現在)

➤児童扶養手当の全資格者数及び支給者数(全部支給者と一部支給者の合計)は、ともに減少傾向が続いています。

図表 母子父子寡婦福祉資金貸付件数

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
新規貸付	24件	23件	12件	10件
修学資金	14件	15件	8件	10件
就学支度資金	10件	8件	3件	—件
生活資金	—件	—件	1件	—件
継続貸付	10件	21件	29件	29件
修学資金	10件	21件	29件	29件

➤母子父子寡婦福祉資金制度の利用件数については、日本学生支援機構の奨学金制度や国の授業料免除制度等の充実により、減少傾向にあります。

図表 ひとり親等世帯への特別給付金（市独自事業）

	世帯数	高校生		その他	
児童扶養手当分	2,764 件	1,095 人	109,500 千円	3,052 人	152,600 千円
ひとり親医療分	175 件	91 人	9,100 千円	163 人	8,150 千円
合計	2,939 件	1,186 人	118,600 千円	3,215 人	160,750 千円

（令和3年2月1日現在）

※新型コロナウイルス感染症に係る支援措置として実施。

※高校生1人あたり10万円、その他の児童1人あたり5万円を支給。

図表 ひとり親等のための休業手当金（市独自事業）

申請件数	支給額
37 件	3,271,642 円

（令和3年2月1日現在）

※新型コロナウイルス感染症に係る支援措置として実施。

※子どもの監護のため休業し給与等の減額があった場合に、一日最大4,600円を支給。

（2）経済的負担の軽減

ひとり親家庭医療費助成の実施に関しては、医療費の月額負担上限額を世帯単位で計算し、超過分を自動償還する仕組みを新設したことや、食事療養費の現物給付を行うための食事証を交付するなどの取り組みにより、医療費のさらなる負担軽減を図りました。また、子どもの就学に必要な費用を援助するための就学援助、奨学金や、水道料金等公共料金の減免等により、ひとり親家庭の経済的負担の軽減に取り組みました。

第4次計画においても、引き続き各種制度の実施により負担軽減に取り組みつつ、適切な支援が対象者に届くよう、関係機関との連携等により情報提供の充実に努めることが必要です。

図表 ひとり親家庭医療費助成対象者数等

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
対象数	7,983 人	7,821 人	7,718 人	7,520 人
父、母、養育者	3,179 人	3,125 人	3,112 人	3,034 人
児童	4,804 人	4,696 人	4,606 人	4,486 人
世帯数	3,223 世帯	3,158 世帯	3,115 世帯	3,112 世帯
助成金額	248,868,192 円	245,805,297 円	242,229,191 円	258,230,610 円

※対象数、世帯数は各年度の平均値を記載

➤ひとり親家庭医療費助成の対象者と世帯数は減少傾向にあります。助成金額については、医療費の月額負担上限額を世帯単位で計算し、超過分を自動償還する仕組みを平成30年に新設したこと等から、直近では増加しています。

(3) 経済的支援に関する情報提供の充実

児童扶養手当の届出時や離婚届用紙の交付または受理時などの機会を捉えて、経済的支援を含むひとり親家庭等の支援サービスに関するリーフレットを配布するなど、関係部署間の連携による的確な情報提供に努めました。

第4次計画においても引き続き、関係部署間、関係機関との連携の強化等により、経済的支援を含むさまざまな支援に関する情報を適切に提供できるよう努める必要があります。

5. ひとり親家庭等を支える環境の充実

(1) 情報発信機能・相談機能の強化及び相談支援体制の充実

母子・父子自立支援員等によるひとり親家庭等相談では、相談員の資質向上や関係機関との連携強化を図りながら、離婚前からの早期相談支援など当事者の状況に沿った幅広い相談支援に努めてきました。また、ひとり親の母親同士が気軽に集える交流会を開催し、当事者同士の交流と情報交換の機会の提供を図りました。さらに、ひとり親家庭等に対する支援サービスについてわかりやすくまとめたリーフレットの作成や、子育て応援アプリの活用など、情報発信の充実を進めました。

ひとり親家庭等が抱える課題の背景にはさまざまな要因が絡み合い、各施策の個別対応のみでは課題解決が困難であるケースが多いことを踏まえ、第4次計画においては、ひとり親家庭等が抱えているさまざまな悩みや困難に寄り添った支援を行えるよう、関係機関や関係部署間の連携を一層強化し、早期からの適切な支援につなげていく必要があります。

図表 母子・父子自立支援員によるひとり親家庭等相談

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
生活一般（資格取得・職業訓練・離婚前相談）	259 (7) 件	211 (3) 件	272 (6) 件	309 (12) 件
子どもの養育や教育	1 件	－件	－件	－件
経済的支援・生活援護	417 (6) 件	505 (6) 件	543 (21) 件	455 (3) 件
その他（母子生活支援施設入所等）	10 件	133 件	70 件	40 件
合計件数	687 (13) 件	849 (9) 件	885 (27) 件	804 (15) 件

※()内の数は、父子家庭相談件数

➤平成28年度から家庭児童相談担当と人権政策室男女共同参画担当が同じフロアで業務を行うようになり、連携が図りやすくなったことから、課題を抱えるひとり親や離婚前の相談件数が増加しています。なお、平成29年度より「その他（母子生活支援施設入所等）」欄に母子生活支援施設入所者への同行支援や施設訪問回数等も含めています。

図表 女性相談件数（男女共生フロア・ウィル）

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
法律相談（うち離婚・夫婦関係）	121（72）件	112（66）件	121（85）件	112（70）件
面接相談（うち離婚・夫婦関係）	439（28）件	441（70）件	435（87）件	424（76）件
電話相談（うち離婚・夫婦関係）	521（52）件	538（62）件	580（70）件	587（79）件

➤女性相談件数は、ほぼ横ばいで推移しています。平成29年3月には、男女共生フロア・ウィルをメセナひらかた会館から枚方市駅直結のサンプラザ3号館に移転し、利便性の向上を図りました。

(2)地域における関係機関等との連携の強化

ひとり親家庭等への施策を効果的に実施していくために、枚方市母子寡婦福祉会、父子福祉会及びNPO等の当事者団体や民生委員・児童委員と連携した啓発活動や、支援上の情報交換に努めました。

第4次計画においても引き続き、地域における当事者団体、関係団体との連携を図りながら、ひとり親家庭等の見守り、つながりづくりを進めていくことが大切です。

(3)ひとり親家庭等の人権の尊重

ひとり親家庭等が、その家族形態に対する固定的な価値観や先入観からの偏見や差別により人権侵害を受けることのないよう、母子父子福祉推進委員を対象とした研修会のほか、市民意識の啓発・向上を図るための講座や講演会の開催に取り組みました。

今後も引き続き、さまざまな機会を通じて啓発を行い、ひとり親家庭等に対する偏見や差別の解消を図るとともに、気軽に相談できる環境の充実などの取り組みを進めることが必要です。